

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成22年10月21日

担当	東京労働局 労働基準部 監督課 監督課長 松田 明 監察監督官 宮崎 正行 電話 03-3512-1612
----	--

## 都内116企業が30億円を遡及支払

—監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成21年度)—

### <東京労働局における平成21年度の監督指導による割増賃金遡及支払概要>

- ・対象企業数116件 (対前年度比 -42件)
- ・対象労働者数19,679人 (同 -44,223人)
- ・遡及払額30億1863万円 (同 -9億4757万円)
- ・1企業で支払額が3000万円を超えたものは7件

- 東京労働局(局長 東 明洋)では、平成21年4月から平成22年3月までの1年間(平成21年度)に、管下18労働基準監督署(支署)において、時間外・休日・深夜労働(残業)に対する割増賃金が適正に支払われていない企業1,863件に対し、労働基準法第37条違反としてその是正を勧告・指導し、その結果、支払われた金額が100万円以上になった116企業の状況について取りまとめた。
- 取りまとめ結果は、別添のとおりである。
- この結果を踏まえ、東京労働局では、賃金不払残業を減少させるための監督指導を重点的・積極的に推進するとともに、本年11月に実施する「労働時間適正化キャンペーン」において、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止とともに、賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を展開することとしている(詳細は本日付け発表の「労働時間適正化キャンペーンを実施」をご参照ください)。

**ポイント1** . . . **対象企業数，労働者数等は減少したものの，遡及支払金額は合計30億円を超えており，1企業当たり支払金額及び労働者1名当たり支払金額は過去5年で最多**

【対象企業数，労働者数，支払金額（第1表）】

平成21年度に東京労働局管下18労働基準監督署の勧告・指導により支払われた割増賃金は，対象企業数116社（前年度比42社減），対象労働者数19,679人（前年度比44,223人減），支払金額30億1863万円（前年度比9億4757万円減）であった。

1企業当たりの支払金額は2602万円，労働者1人平均支払金額は15万円と過去5年間で最多となっている。

対象企業数，対象労働者数，支払金額等が前年度に比べ減少した背景としては，労働時間が減少（東京労働局管内における事業所（労働者30人以上）の平成21年実労働時間1,789時間・前年比65時間減，所定外労働時間154時間・前年比19時間減。毎月勤労統計調査による。）したことも要因として挙げられる。

**ポイント2** . . . **業種別では，商業，接客娯楽業，金融広告業が多く，接客娯楽業と金融・広告業では支払金額が12億円を超えている**

【業種別の対象企業数，労働者数，支払金額（第2表）】

対象企業数，労働者数，支払金額別に上位となった業種は，次のとおり。

- 【企業数】
- ① 商業28件（前年度比－5件）
  - ② 接客娯楽業17件（前年度比＋5件）
  - ③ 金融・広告業16件（前年度比－5件）

【労働者数】① 金融・広告業 11,149人（前年度比－2,712人）

② 接客娯楽業 3,038人（前年度比＋1,708人）

③ 商業 2,050人（前年度比－648人）

【支払金額】① 接客娯楽業 12億9770万円

（前年度比＋12億1341万円）

② 金融広告業 12億3396万円（前年度比－2799万円）

③ 保健衛生業 1億6247万円（前年度比－4801万円）

**ポイント3**・・・1企業での最高支払金額は、12億4206万円（接客娯楽業）

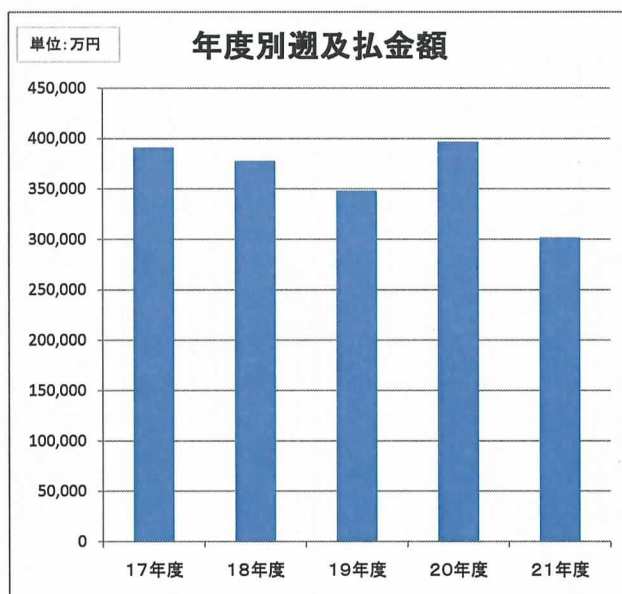
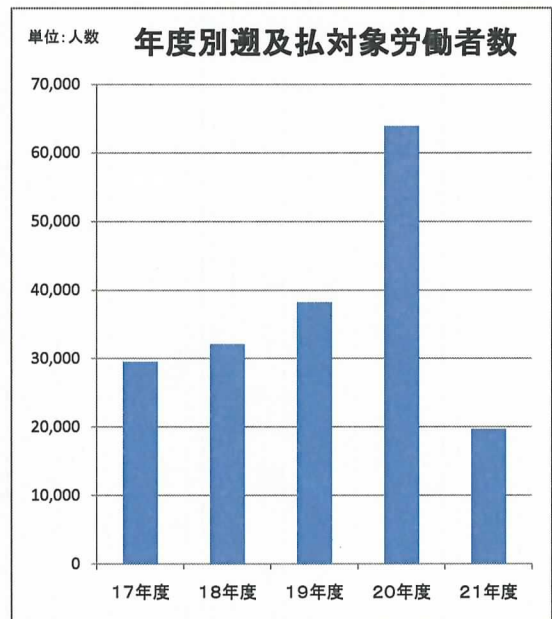
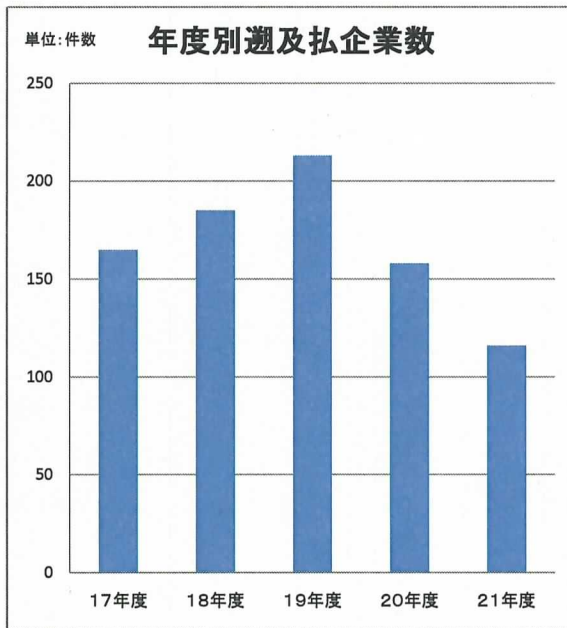
【1企業で支払金額が3000万円を超えた事案（第3表）】

1企業での最高支払金額は12億4206万円（接客娯楽業）、次いで11億561万円（金融広告業）であり、これらを含めて、支払金額が3000万円を超えた事案は7件であった。



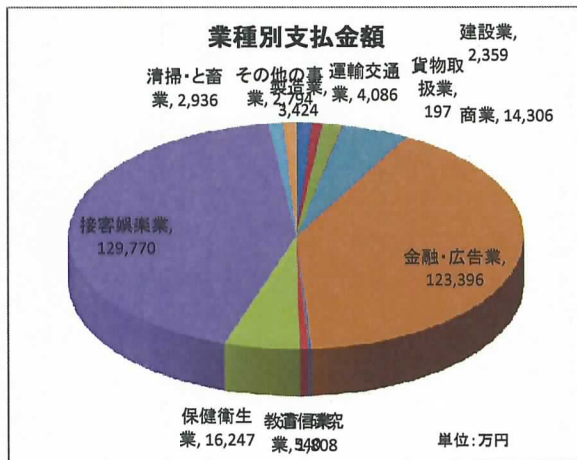
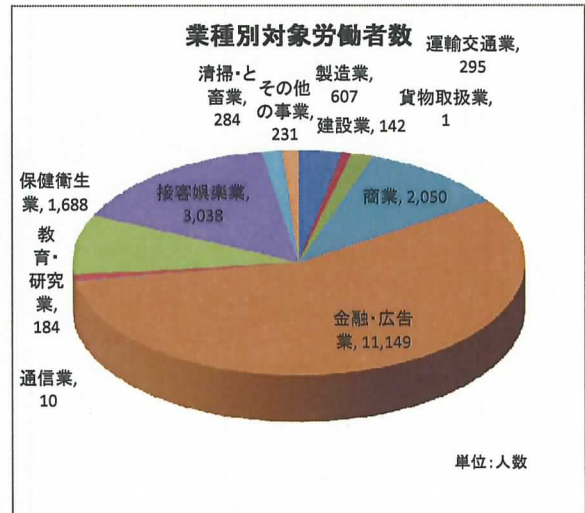
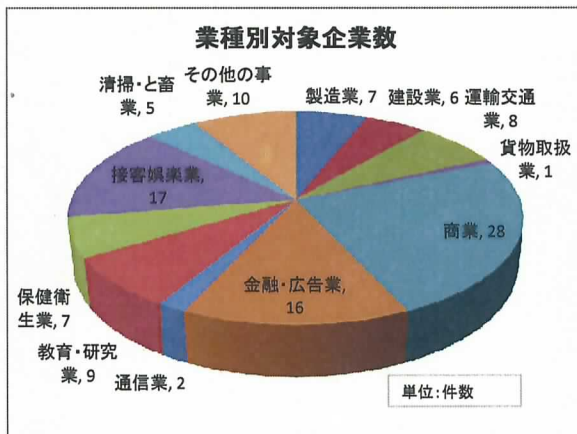
第1表 対象企業数, 労働者数, 支払金額

年度	企業数 (件)	対象労働者数 (人)	支払金額 (万円)	1人平均支払金額 (万円)	企業平均支払金額 (万円)
17年度	165	29,557	390,866	13.2	2,369
18年度	185	32,124	377,575	11.8	2,041
19年度	213	38,229	348,292	9.1	1,635
20年度	158	63,902	396,620	6.2	2,510
21年度	116	19,679	301,863	15.3	2,602



第2表 業種別の対象企業数, 労働者数, 支払金額等

業種	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
製造業	7	607	3,424	5.6	489.1
建設業	6	142	2,359	16.6	393.2
運輸交通業	8	295	4,086	13.9	510.8
貨物取扱業	1	1	197	197.0	197.0
商業	28	2,050	14,306	7.0	510.9
金融・広告業	16	11,149	123,396	11.1	7,712.3
通信業	2	10	540	54.0	270.0
教育・研究業	9	184	1,808	9.8	200.9
保健衛生業	7	1,688	16,247	9.6	2,321.0
接客娯楽業	17	3,038	129,770	42.7	7,633.5
清掃・と畜業	5	284	2,936	10.3	587.2
その他の事業	10	231	2,794	12.1	279.4
合計	116	19,679	301,863	15.3	2,602.3



第3表 1企業で支払金額が3000万円を超えた事案

業種	事案の概要	遡及是正額	対象労働者数
接客娯楽業	各店舗の店長を管理監督者として割増賃金の支給対象外としていたが、職務権限等を検討したところ、管理監督者には該当しないものと判断され、過去の割増賃金が清算されたもの。	12億4206万円	約2400人
金融・広告業	自己申告制により労働時間を把握し、同時間により時間外・深夜労働の割増賃金を支払っていたが、社内システム稼働記録と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	11億561万円	約10000人
金融・広告業	自己申告制により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、パソコンのログ記録等と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、深夜労働及び休日労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	7460万円	約800人
商業	割増賃金を時間外労働月30時間分の定額払とし、月30時間を超える時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていなかったもの。	3522万円	約900人
保健衛生業	割増賃金が時間外労働月15時間分を上限としており、月15時間を超える時間外労働に対する割増賃金が適正に支払われていなかったもの。	5513万円	約110人
保健衛生業	自己申告制により時間外労働時間を把握していたが、入退館記録と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、時間外労働及び深夜労働の割増賃金に不足が生じていたもの。 また、当直勤務に対する割増賃金が法定額を下回っていたもの。	3511万円	約1100人
保健衛生業	割増賃金を時間外労働月65時間分の定額払としていたが、月65時間を超える時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていなかったもの。	3202万円	約70人